

越前町認定地域クラブ活動参加者支援給付金支給要綱

令和 8 年 5 月 2 7 日
教育委員会告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する中学校に在籍する生徒が認定地域クラブ活動に参加するに当たり、保護者の経済的負担を軽減し、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会を確保するため、越前町認定地域クラブ活動参加者支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 給付金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、認定地域クラブ活動に参加する生徒の保護者又は後見人若しくはこれに準じるものであって、現に中学校の生徒を看護し、越前町において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定による援助（以下「就学援助」という。）を受けている者とする。

(支給対象経費)

第 3 条 給付金の支給の対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）は、対象者が運営団体に支払った認定地域クラブ活動への参加料及び保険料（以下「参加料等」とし、生徒 1 人当たり年額 2 万 4,800 円（参加料月額 2,000 円、保険料年額 800 円）を限度額とする。

2 生徒が複数の認定地域クラブ活動に参加する場合には、対象者がいずれか一つの運営団体に支払った認定地域クラブ活

動（一つの種目又は部門のものに限る。）への参加料等を支給対象経費とする。

（給付金の額）

第4条 1 会計年度における給付金の額は、給付金の申請をする年度の支給対象経費の合計額とする。

（支給の申請等）

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、越前町認定地域クラブ活動参加者支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、越前町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

一 教育扶助又は就学援助を受けていることが分かる書類の写し

二 支給対象経費の領収書の写し

2 前項の規定による申請は、事業実施年度の9月末日及び3月末日の年2回行うものとする。ただし、他市町村への転出、認定地域クラブ活動への参加の中止、その他教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会が別に定める期間内に申請しなければならない。

（支給等の決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、越前町認定地域クラブ活動参加者支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（支給の条件）

第7条 教育委員会は、給付金の支給の決定をしたときは、給付金の支給の決定を受けた者に対し、次に掲げる事項について条件を

付するものとする。

一 次のいずれかに該当したときは、この給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

イ 給付金の支給の条件に違反したとき。

二 前号の場合において既に支給した給付金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(その他)

第 8 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。